

## はじめに

保健所(Public Health Center)は、健康増進法に基づき管内全ての住民の健康を守り促進することを目的として設置され、日々住民に身近な様々な事業に携わっています。

八王子市保健所として、平成19年に東京都から移管を受け、さらに平成27年に中核市へ移行したことに伴い、市の組織の一部としてより一層、市事業と保健所事業の効果的効率的な連携のもと、積極的な事業展開を行ってきました。

保健所事業には、市民の安全安心を守るために規制や制限を行う「怖い保健所」(規制行政)としての側面と、個別相談や援助を行う「優しい保健所」(支援行政)の2面性を持っていますが、市民が保健所の存在を覚知することなく平穩に生活出来ることが本来あるべき姿です。

しかしながら、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症対応において、全ての国民が保健所の存在を知るようになったことは、これまで縁の下の力持ちとして静かに、けれども確実に業務を綿々と実施してきた保健所にとって戸惑うことが多い日々でした。

そんな中、他自治体に例を見ない管内連携により、様々な困難に打ち勝つことが出来、令和5年5月8日にようやく新型コロナウイルス感染症は、感染症法<sup>※</sup>上2類相当だった疾患から、インフルエンザと同等の5類相当の疾患へと対応の変更が決まったところです。

この年報は、新型コロナウイルス感染症への様々な対策のほか、令和4年度に実施した健康づくり及び予防接種、食品衛生対策及び生活衛生対策、感染症予防対策及び精神保健福祉等、保健所で行う全ての住民の健康を守り促進するための概要及び事業実績を掲載しておりますので、広く御活用いただければ幸いです。

当保健所は、これからも健康危機管理ならびに健康づくりの拠点として、良好な公衆衛生環境の維持に努め、迅速かつ的確な情報発信など、将来に向けて事業の展開を図ってまいりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(※) 感染症の予防と感染症の患者の医療に関する法律

令和5年(2023年)12月

八王子市保健所長 鷹箸 右子

# 目 次

## 第1章 総説

1 八王子市の概況	
(1) 東京都における管内の位置	……1
(2) 所管区域	……1
2 保健所の概要	
(1) 沿革	……2
(2) 保健所の組織	……3
(3) 案内図	……5
(4) 施設の概要	……5
(5) 附属機関等	……7
(6) 決算状況	……15

## 第2章 保健総務課

1 広報活動・健康教育	……17
2 実習生指導	……19
3 情報公開	……19
4 統計・調査	……20
5 健康づくり	……21
6 食育の推進	……23
7 受動喫煙対策の推進	……25
8 予防接種	……26
9 新型コロナウイルス予防接種	……27
10 医療安全支援センター	……28
11 口腔保健支援センター	……29
12 災害対策	……30

## 第3章 生活衛生課

1 医事・薬事	……31
2 薬物乱用防止対策	……34
3 環境衛生	……35
4 食品衛生	……41
5 動物衛生	……53

## 第4章 保健対策課

1 感染症予防対策	……55
2 精神保健福祉	……63
3 特殊疾病(難病)対策	……69
4 療育相談事業	……71
5 環境公害保健	……72
6 受託検診	……72
7 保健師活動	……73
8 医療費助成	……75

## 第5章 統計編

1 人口の推移	……81
2 性・年齢階級別人口	……82
3 人口動態の概況	……83
4 65歳健康寿命・65歳平均障害期間	……97